

# 令和7年度 筑紫野市スポーツ施設等の 年間利用(定期・大会)の申請について

日頃より、筑紫野市のスポーツ施設等をご利用いただき、ありがとうございます。  
令和7年度のスポーツ施設等につきまして、大会等での利用、並びに定期利用を希望される団体等につきましては、期間内に申請をされますようお願いいたします。

## 1. 配布・申込期間、場所

- 期 間：令和6年12月1日(日)~17日(火) 9時~21時(火…16時迄)
- 場 所： 勤労青少年ホーム 受付

## 2. 対象団体

- 市内利用団体(5名以上で構成・利用し、かつ責任者として成人が含まれ、市民の割合が7割以上。または市内事業所の社員で構成されるもの)
- 年間定期利用は、当該施設を1年程度定期的に利用した実績のある団体が対象です。P3で確認してください。
- 営利目的、宗教的活動など、管理上支障がある場合は利用できません。

## 3. 対象施設 ※屋外施設の利用種目・時間帯は、P4で確認してください。

	施 設
大会利用	農業者トレーニングセンター
	筑紫運動広場(グラウンド)
	御笠運動広場(グラウンド)
	山家スポーツ公園(野球場、テニス場、弓道場)
	総合公園(多目的広場、野球場)
	上原田公園(グラウンド)
定期利用	農業者トレーニングセンター
	勤労青少年ホーム
	筑紫運動広場(テニス場)
	山家スポーツ公園(野球場、テニス場、弓道場)

## 4. 資料・書類

- <説明資料> 令和7年度 大会利用について P2  
// 定期利用について P3  
// 屋外施設の利用可能種目 P4  
// 体育協会・市主催行事等日程表 P5~10
- <提出書類> 大会利用(P2)、定期利用(P3)でご確認ください。

<問合せ先> 一般社団法人筑紫野市体育協会  
筑紫野市諸田169番地 勤労青少年ホーム内  
TEL 092-925-4801 FAX 092-922-7593

# 令和7年度 年間利用について(大会)

## 1. 対象団体及び大会

- 体育協会加盟の協会・連盟・スポーツ少年団や定期利用団体が主催する大会、及びそれに準ずる大会。協会・連盟に入っている団体の大会等は、協会・連盟でまとめて申請してください。内容については、協会・連盟で精査して申請してください。練習会は除きます。
- 地域活動団体による行事等
- 営利目的、宗教的活動など、管理上支障がある場合は利用できません。

## 2. 大会利用にあたって

- P7～の市主催事業等日程、休館日は利用できません。
- 希望日は、第2希望までご記入ください。
- 時間内で、準備から後片付けまで含めた運営をお願いします。
- 屋外施設の利用種目や時間帯については、P4 で確認してください。
- 筑紫運動広場の毎週月曜日8～12時、御笠運動広場の毎週金曜日8～12時はグラウンド整備の為利用できません。(但し、祝日と重なった際は除く)  
山家野球場は17～22時まで利用できません。
- 農業者トレーニングセンターでの大会の前日準備は、19時以降をお願いします。
- 予備日は、屋外施設は1大会につき1日。屋内施設はありません。

## 3. 提出書類 (本協会ホームページからダウンロードできます。)

- ① 利用団体登録用紙
  - ② 会員名簿
  - ③ 会則
  - ④ 決算書
  - ⑤ 大会利用申込書
  - ⑥ 大会内容のわかるもの … 要項のほか、主催や参加チーム、市内・市外の割合のわかる  
前回プログラム、対戦表も添付してください。
- 団体作成様式でも可

## 4. 配布・申込期間、場所

- 期 間：令和6年12月1日(日)～17日(火)
- 時 間：9～21時 (火曜日は9～16時)
- 場 所：勤労青少年ホーム 受付

## 5. 調整や決定について

- 提出書類がそろっていない場合、調整する際の優先順位が低くなりますので、ご注意ください。
- 希望日が重複した場合は、連絡・相談の上、調整いたします。調整がつかない場合は、抽選で決定する場合がありますので、ご了承ください。
- 結果は、令和7年1月20日以降に、利用の手引きと合わせて送付いたします。定期利用の申請をされた団体には、利用時にお渡しします。ホームページにも掲載いたします。

## 6. 年間利用調整会議について

全体での会議は開催しません。連絡・相談がある場合は、個別に対応させていただきます。  
今後、必要な場合は開催することもあります。

## 7. お願い

限られた施設の中での大会利用の件数が増え、調整が難しくなっています。  
必要最小限での申請をお願いいたします。

# 令和7年度 年間利用について(定期)

## 1. 対象団体

- 新規に申し込む団体は、毎回5名以上、月に2回以上の利用を10ヶ月以上継続の実績が必要です。
- 講師が団体の代表となっている場合は、営利とみなされ定期利用ができないこともありますので、ご注意ください。

## 2. 定期利用にあたって

- P 5~6 の主催事業と個人利用の日程は利用できません。
- 時間内で、準備から後片付けまで含めた運営をお願いします。
- 利用は、1日2時間の週3回までです。複数会場利用も含みます。  
時間帯は9~11時、11~13時、13~15時、15~17時、17~20時(うち2時間)、20~22時です。(除く、山家スポーツ公園・筑紫テニス)
- 同一曜日の同一時間帯で、複数施設にまたがったの申込はできません。

## 3. 提出書類 (本協会ホームページからダウンロードできます。)

- ① 利用団体登録用紙
  - ② 会員名簿
  - ③ 会則
  - ④ 決算書
  - ⑤ 定期利用申込書
- } 団体作成様式でも可

## 4. 配布・申込期間、場所

- 期 間：令和6年12月1日(日)~17日(火)
- 時 間：9~21時 (火曜日は9~16時)
- 場 所：勤労青少年ホーム 受付

## 5. 調整や決定について

- 希望日が重複した場合は、連絡・相談の上、調整いたします。調整がつかない場合は、抽選で決定する場合がありますので、ご了承ください。
- 結果は、令和7年1月20日以降に、利用の手引きと合わせて、定期利用の際に窓口にてお渡しします。ホームページにも掲載いたします。

## 6. 年間利用調整会議について

大きな変更や問題がありませんので、会議は開催しません。  
お願いや相談がある場合は個別に対応させていただきます。  
今後、必要な場合は開催することもあります。

## 7. お願い

5名以上で登録されていても利用時に5人に満たないことが多い団体については、定期利用ではなく、一般利用をお願いする場合があります。会員の拡大に努めてください。